

第2号様式

警察嘱託医の任命等に関する訓令について（概要）

（昭和47年3月1日 鹿児島県警察本部訓令第3号）

本訓令は、留置管理業務における警察嘱託医の業務、任命、定数等に関して必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 警察嘱託医の業務の内容
- 警察嘱託医の任期
- 警察嘱託医の定数

等である。